

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)
年金・長寿医療グループ (☎☎2137)

高額な外来診療を受ける方へ

4月1日から『減額認定証』などを提示することで、
外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、窓口負担額が、ひと月の自己負担限度額を超えた場合でも、一度その額を支払う必要がありましたが、4月1日からは、『減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）』などを提示することで、同一医療機関に限り自己負担限度額以上の額を支払う必要がなくなります。

■区分と外来受診の自己負担限度額（ひと月あたり）

加入区分	自己負担限度額
①現役並み所得者	44,400円
②一般	12,000円
③住民税非課税世帯（区分Ⅰ）	8,000円
④住民税非課税世帯（区分Ⅱ）	

※区分Ⅱは、世帯全員が住民税非課税の方。

※区分Ⅰは、区分Ⅱに加え、世帯全員の所得が0円で公的年金収入のみの場合受給額が80万円以下の方、または老齢福祉年金を受給している方。

■必要な手続きと利用方法

①現役並み所得者・②一般の方

事前の手続きは必要ありません。保険証を医療機関窓口で提示してください

③住民税非課税世帯（区分Ⅰ）・④住民税非課税世帯（区分Ⅱ）の方

『減額認定証』が必要になります。高額な外来診療を受けるときには、年金・長寿医療グループで申請し、『減額認定証』の交付を受け、医療機関窓口で保険証と一緒に提示してください

※既に『減額認定証』の交付を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

※『減額認定証』を窓口で提示せずに、高額な外来診療費を負担したときでも、これまでどおり高額療養費の支給申請をすることで、後日、支払った窓口負担額と自己負担限度額の差額を支給します。

北海道後期高齢者医療広域連合の運営協議会委員を募集します

- ▶任期 平成24年7月から2年間
- ▶対象 道内在住の20歳以上の方（公務員などを除く）
- ▶内容 年3・4回開催の委員会に出席し、制度の運営に関する重要事項を審議します

▶定員 5人（選考）

▶報酬など 1日につき5,000円の報酬と交通費を支給

▶申込方法 年金・長寿医療グループ備え付けの応募要領を参照し、4月27日(金)までに、北海道後期高齢者医療広域連合へ申し込みください

こんなときは国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入種別は、ご本人や配偶者の就職・転職や結婚などで変わることがあり、その場合は手続きが必要です。手続きをしなかった場合、基礎年金（老齢・障害・遺族）を受け取れなくなることもありますので、必ず手続きをしましょう。

こんなとき	被保険者の種別	手続き先	【加入の種別】 第1号被保険者 自営業者や学生など 第2号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない人が20歳になったとき	未加入⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所	
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	配偶者の勤務先	
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先	
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退社したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所	
第2号被保険者である人が会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先	
第2号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各支所	
年金受給資格がある第2号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき			
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養からはずれるようになったとき			

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎☎2137)